

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程

平成11年3月23日  
規程第3号

社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員の給与に関する規程（昭和59年規程第3号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 初任給（第9条—第11条）
- 第3章 昇格及び昇給（第12条—第16条）
- 第4章 諸手当
  - 第1節 管理職手当（第17条）
  - 第2節 扶養手当（第18条—第19条）
  - 第3節 地域手当（第20条）
  - 第4節 削除
  - 第5節 通勤手当（第23条）
  - 第6節 時間外待機手当（第24条）
  - 第7節 時間外勤務手当及び休日勤務手当（第27条—第31条）
  - 第8節 期末手当（第32条—第33条）
  - 第9節 勤勉手当（第34条—第36条）
  - 第10節 退職手当（第37条）
  - 第11節 諸手当の支給定日等（第38条—第39条）
- 第5章 補則（第40条—第42条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会就業規則（以下「規則」という。）第47条の規定に基づき、職員に対して支給する給与に関する事項を定めることを目的とする。

#### （給与の支払）

第2条 職員の給与は、直接本人に現金で支払うものとする。ただし、職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

2 給与の支払いにあっては、法令又は書面による協定がある場合においては、給与の一部を控除して支払うことができる。

#### （給与の種類）

第3条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、時間外待機手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料の支給)

第4条 給料は、毎月1回、その月に支給すべき額の全額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、減給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から規則第28条の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 給与計算を算出する場合において当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給料の支給定日)

第5条 給料の支給定日は、その月の21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給定日とする。

2 支給定日前に前条第3項に該当することとなったときは、速やかに支給する。

(給与の減額)

第6条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき会長の承認があつた場合を除く外、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

3 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかつた全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 前項の規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

5 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与額から差し引くものとする。

(給料表)

第7条 給料は、別表1に定める給料表によるものとする。

2 前項の給料表は、短時間勤務に雇用される職員には適用されない。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第8条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表2に定める級別標準職務表に定めるとおりとする。

## 第2章 初任給

(職務の級の決定)

第9条 新たに職員となる者及び再雇用となる者の職務の級は、前条に規定する級別標準職務表に定める基準に従い決定する。

(初任給基準表)

第10条 初任給基準表は、別表3に定めるとおりとする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格又は年齢に応じて初任給基準表に掲げる額と同じ額の号給とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、それより上位の給料月額とすることができる。

## 第3章 昇格及び昇給

(昇格及び降格)

第12条 職員を昇格させるには、職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の等級に1年以上在級していなければ昇格させることができない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合には、この限りでない。

3 職員を降格させた場合におけるその者の給料月額は、降格した職務の級の降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の、同じ額がないときは直近下位の額の号給とする。

(昇給)

第13条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

(昇給の基準)

第14条 前条の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同条に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を1号給から4号給とすることを標準として昇給させることができる。

2 60歳を超えた職員は、前項の規定にかかわらず昇給しない。

3 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給についての勤務成績の証明)

第15条 昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

(昇給の範囲)

第16条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことがで

きない。

## 第4章 諸手当

### 第1節 管理職手当

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額は、別表4に掲げるとおりとする。
- 3 管理職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷又は病気により勤務しなかったことにつき、会長の承認があった場合を除く。）には、管理職手当は支給しない。

### 第2節 扶養手当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (5) 心身に著しい障害がある者

(支給額)

- 第19条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 2 扶養家族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

### 第3節 地域手当

(地域手当)

第20条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

## 第4節 削除

第21条 削除

第22条 削除

## 第5節 通勤手当

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車並びにバイク及び自動車(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる使用距離区分に応じて、それぞれ同表に掲げる額

使用距離区分(片道)	支給額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	21,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	22,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	23,600円
60キロメートル以上	24,500円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の運賃相当額及び第2号に掲げる額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

## 第6節 時間外待機手当

(時間外待機手当)

第24条 本会が実施する事業利用者等の緊急時に対応するため、事業所への電話が転送される当該事業所の携帯電話を勤務時間外に携帯し、連絡にあたる職員に、次の額を支給することができる。

事業所	基準	支給額
地域包括支援センター、 居宅介護支援事業所、 訪問介護事業所等	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで	500円
	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで	1,000円

2 休日が連続して4日以上ある場合は、前項に掲げる支給額を2倍にすることができる。

第25条 削除

第26条 削除

## 第7節 時間外勤務手当及び休日勤務手当

(時間外勤務手当)

第27条 時間外勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合においては、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して支給する。

2 第29条第1項で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の日 100分の135

(休日勤務手当)

第28条 休日勤務手当は、職員が休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の休日とは、就業規則第28条及び32条に定める日をいう。

(手当の額)

第29条 時間外勤務手当、夜間勤務手当の額は、勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を手当として支給する。また、休日勤務手当の額は、勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160）を手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替又は半日勤務時間の割り振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員に対して、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定めた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき次項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から50までの範囲内で第27条第2項で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が

1 箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 職員就業規則第33条に規定する時間外勤務代替休暇時間を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 前項に定める勤務1時間当たりの給与額は、給料月額とこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（出張中の職員の手当）

第30条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。ただし、あらかじめ会長が時間外勤務又は休日勤務に服することを指示して出張を命じた場合は、この限りでない。

（端数計算）

第31条 時間外勤務手当等の支給の基礎とする勤務時間数の計算については第6条第3項の規定を準用する。

2 前項に規定する勤務の手当を算出する場合において当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

## 第8節 期末手当

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条並びに附則第4項第4号において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（無給休職者を除く。）に対して、それぞれ6月15日及び12月5日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

2 次のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第51条第4号の免職処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在籍期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

3 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑に定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合にあって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき

4 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる

5 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提訴しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。  
（期末手当の額）

第33条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5（管理職手当を受ける職員にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（管理職手当を受ける職員にあっては、



100分の117.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

2 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難、責任の度等を考慮してこれに相当する職員には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に別表6に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

## 第9節 勤勉手当

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第4項第5号において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、それぞれ6月15日及び12月5日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

2 基準日に在職する職員のうち休職者（公務傷病等による休職者を除く。）には、勤勉手当を支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員のうち、その退職し又は死亡した日において前項に該当する職員であった者には勤勉手当を支給しない。

（勤勉手当の額）

第35条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員がかかわる事業の事務実績及び勤務成績に応じて、予算の範囲内において会長が定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第33条第3項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「第35条第2項」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の期間率）

第36条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95

5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100分の 10
15 日未満	100分の 5
0	0

## 第10節 退職手当

(退職手当)

第37条 職員が職員就業規則第21条の規定により退職したとき又は第23条の規定により解雇されたときは、退職手当を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職手当は支給しない。

(1) 職員就業規則第50条に規定する懲戒によって退職を命じられたとき

(2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき

3 退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為にかかる刑事事件に関し起訴されたときは、退職手当を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

4 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額を返納させることができる。なお、退職手当の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

5 前項までに規定する退職手当の支給は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会が、職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に契約を締結することにより行うものとする。

6 退職金共済契約の掛け金は、職員の給料月額に応じ別表7に定める金額とし、毎年昇級月に調整する。

## 第11節 諸手当の支給定日等

(諸手当の支給定日)

第38条 管理職手当、扶養手当、地域手当及び通勤手当は給料の支給方法に準じて支給する。

2 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。  
(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第39条 第27条から第31条までの規定は、第17条の管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

## 第5章 補則

(短時間勤務職員の賃金)

第40条 短時間勤務に雇用された職員の賃金は、会長が別に定める。

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員の給与に関する規程(昭和59年規程第3号)は、廃止する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 当分の間、職員(その職務の級が6級以上であるものであってその号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以降、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第6項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第6項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低月額に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び

これに対する地域手当の月額合計額（第33条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表6に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に別表6に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第35条第3項において準用する第33条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に別表6に定める割合を乗じて得た額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第35条第1項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第35条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に別表6に定める割合を乗じて得た額を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第35条第1項に規定する割合を乗じて得た額）

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第6条第1項、第27条、第28条及び第29条第1項から第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第6条第2項及び第29条第5項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

3 平成11年12月に期末手当を支給された職員に係る平成12年3月に改正後の規程

第33条の規定に基づき支給される期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する100分の55を100分の50として算定して得られる額をもって同月に支給されることとなる期末手当の額（以下この項において「期末手当額」という。）とし、当該期末手当額から、その者の平成11年12月1日を基準日とした同条の規定による期末手当基礎額に100分の25を乗じて得た額に、同日以前6月以内の期間におけるその者在職期間の区分に応じて、同条の表に定める割合を乗じて得た額（当該額が期末手当を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第33条第1項及び第35条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項但し書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 平成12年12月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員に係る平成13年3月に改正前の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第33条の規定に基づき支給される期末手当の額は、同条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる額をもって同月に支給されることとなる期末手当の額（以下この項において「期末手当額」という。）から、その者の平成12年12月1日を基準日とした同条の規定による期末手当基礎額に100分の15を乗じて得た額に、同日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額及び改正前の規程第35条の規定による勤勉手当基礎額に100分の5を乗じて得た額に、同日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、第36条の表に定める割合を乗じて得た額の合計額（当該額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、附則に5項を加える改正規定（第8項に係る部分を除く。）は、平成13年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 2 平成13年12月に期末手当を支給された職員の平成14年3月に改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程第33条第1項の規定により支給される期末手

当の額は、同項の規定により算定して得られる額をもって同月に支給されることとなる期末手当の額から、その者の平成13年12月1日を基準日とした改正前の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程第33条第1項の規定による期末手当基礎額に100分の5を乗じて得た額に、同日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第1条中附則第4項から第8項までを削る改正規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成14年12月に期末手当を支給された職員の平成15年3月に支給される期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第33条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日まで在職した期間で、平成14年4月1日から切替日の前日までのもの（次号において「在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 在職期間について改正後の給与規程による給料月額及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与規程第33条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

- 4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉

法人志木市社会福祉協議会職員給与規程第33条第1項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、8を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に支給する調整手当の月額は、改正後の第20条2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の10
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の9
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の8
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の7

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(最高の号級を超える給料月額等の切替等)

2 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、会長が定める。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例)

3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程第33条又は第40条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から切替日までの間に新たに職員となった者にあつ

ては、その新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住宅手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、8(同月1日から切替日の前日までの期間において給料を支給されなかった期間その他会長が定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して会長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程の施行の前日から引き続き与えられている改正前の第40条第1項に定める給与の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規程に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年12月1日。第1号において「平成21年改正規程」という。))の施行の日において同規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象



職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額(社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(給与条例の適用に関する特例)

9 平成22年3月31日までの間で会長の定める日までの間における給与規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲内で会長が定める割合」とする。

(委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、志木市の条例及び規則を準用し、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 この規程の施行の際、改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

(社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正)

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第33条第1項及び第35条第1項の規程の適用については、第33条第1項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第35条第1項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程第33条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。  
この場合、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、8(同月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表

職務の級	号給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程(以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。)第33条及び附則第4項から算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、8（同月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から64号給まで
3級	1号給から48号給まで
4級	1号給から32号給まで
5級	1号給から24号給まで
6級	1号給から16号給まで
7級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（給与規程の適用に関する特例）

2 新たにこの規程の適用を受ける職員については、平成29年3月31日までの間で会長が定めるまでの間における規程第20条第2項の規程の適用については、同項中「100分の12」とあるのは「100分の12を越えない範囲内で会長が定める割合」とする。

3 この規程の施行の際、現にこの規程の施行の前日から引き続き与えられている改正前の第21条及び第22条に定める住居手当の支給については、平成28年3月31日まで、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表1（第7条第1項関係）

事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500

24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	

59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900	
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500	
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200	
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900	
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400	
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100	
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800	
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500	
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000	
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700	
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400	
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100	
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600	
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000		
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400		
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900		
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600		
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300		
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000		
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500		
86	239,700	295,700	344,500	385,700			
87	240,400	296,100	345,000	386,300			
88	241,100	296,500	345,500	386,900			
89	241,900	296,800	345,900	387,600			
90	242,400	297,200	346,400	388,200			
91	242,900	297,600	346,900	388,800			
92	243,400	298,000	347,400	389,400			
93	243,700	298,200	347,700	390,100			

94	298,600	348,200				
95	299,000	348,700				
96	299,400	349,200				
97	299,600	349,500				
98	300,000	350,000				
99	300,400	350,500				
100	300,800	351,000				
101	301,000	351,300				
102	301,400	351,700				
103	301,800	352,100				
104	302,200	352,500				
105	302,400	353,000				
106	302,800	353,400				
107	303,200	353,800				
108	303,600	354,200				
109	303,800	354,700				
110	304,200	355,100				
111	304,600	355,500				
112	305,000	355,900				
113	305,200	356,400				
114	305,600					
115	306,000					
116	306,400					
117	306,600					
118	306,900					
119	307,200					
120	307,500					
121	307,900					
122	308,200					
123	308,500					
124	308,800					
125	309,200					

別表 2 (第 8 条関係)

## 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事補又はこれに相当する職務
2 級	主事又はこれに相当する職務
3 級	主任又はこれに相当する職務
4 級	主査又はこれに相当する職務
5 級	主幹又はこれに相当する職務
6 級	課長又はこれに相当する職務
7 級	次長又はこれに相当する職務
8 級	部長又はこれに相当する職務

別表 3 (第 10 条関係)

## 初任給基準表

年齢	学歴免許等	初任給
60 歳未満	大学卒	1 級 2 5 号
	短大卒	1 級 1 5 号
	高校卒	1 級 5 号
60 歳以上	実務経験者	3 級 1 号
	保健師、看護師、主任介護支援専門員、その他会長が必要と認めた者	3 級 1 6 号
	再雇用者	定年時給料月額の 7 割に相当する級号とし、1 級 5 号を最低保障とする

別表 4 (第 17 条第 2 項関係)

## 管理職手当

職務の級	職	支給月額
8 級	部長及びこれに相当する職にある者	55,000
7 級	次長及びこれに相当する職にある者	45,000
6 級	課長及びこれに相当する職にある者	40,000
5 級	主幹及びこれに相当する職にある者	30,000

別表 5 削除

別表 6 (第 33 条第 3 項関係)

## 期末手当基礎額

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級 8 級の職員	100 分の 20
	職務の級 7 級の職員	100 分の 15
	職務の級 6 級の職員	
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10
	職務の級 4 級及び 3 級の職員 (ただし、3 級の職員にあっては、45 号級以上のもの)	100 分の 5



別表7（第37条第6項関係）

退職共済掛金月額表

給料月額	掛金月額
140,000円未満	12,000
140,000円以上200,000円未満	14,000
200,000円以上260,000円未満	16,000
260,000円以上320,000円未満	18,000
320,000円以上360,000円未満	20,000
360,000円以上400,000円未満	24,000
400,000円以上	28,000